

4. 御坊市地域密着型サービス等 運営委員会

御坊市地域密着型サービスに係る独自報酬基準

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬基準について

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービス

小規模多機能型居宅介護サービスに要する費用の額は、厚生労働大臣が認めた場合に、市町村独自報酬基準を設定することができる
質の高いサービスを提供するための人員配置や地域への貢献度を評価

御坊市では事業所の整備を機に、小規模多機能型居宅介護事業を充実させ、利用者によりよいサービスが提供できるよう、事業者の経済的基盤を支え、経営の安定を図るため、独自報酬加算を設定している

御坊市地域密着型サービスに係る独自報酬基準

第9期における独自報酬基準について

現在、藤田・塩屋地区に2事業所、加算の算定は1事業所

200～300単位の加算を設定（複数取得可）

独自報酬加算は事業者への経営上の支援であると同時に、利用者への負担増にもなっている

基本報酬の引き上げ、介護保険料の値上げを鑑み、利用者負担を少しでも緩和するため廃止したい

事業の安定的な継続のためには、今後も利用者の増加に向けた協力を継続する